３　情報処理基盤産業室は、経済産業省の所掌に係る情報処理に関連する技術に関する研究及び開発に関する事務をつかさどる。

４　情報処理基盤産業室に、室長を置く。

第三十六条　削除

第三十六条の二　削除

第三十六条の三　削除

（製品安全対策官及び品質表示対策官）

第三十六条　製品安全課に、製品安全対策官及び品質表示対策官それぞれ一人を置く。

２　製品安全対策官は、命を受けて、製品安全に関する共通的事項の企画及び立案に参画する。

３　品質表示対策官は、命を受けて、家庭用品の品質表示に関する特定事項を処理する。

（産業保安企画室、高圧ガス保安室及びガス安全室並びに保安制度調整官）

第三十六条の二　保安課に、産業保安企画室、高圧ガス保安室及びガス安全室並びに保安制度調整官一人を置く。

２　産業保安企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　高度な情報通信技術を用いた産業保安の円滑な促進のための政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二　高度な情報通信技術を用いた産業保安に係る国際協力に関すること。

三　保安課の所掌に係る産業保安の確保に関する事務における情報処理システムの高度利用の促進に関すること。

３　産業保安企画室に、室長を置く。

４　高圧ガス保安室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　高圧ガスの保安の確保に関すること（ガス安全室の所掌に属するものを除く。）。

二　石油コンビナート等の災害の防止に関すること。

三　石油パイプラインの保安の確保に関すること。

５　高圧ガス保安室に、室長を置く。

６　ガス安全室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　ガスに関する施設の工事、維持及び運用に関すること。

二　ガス事故防止対策に関すること。

三　熱の供給に関する施設の工事、維持及び運用に関すること。

四　熱の供給に係る事故防止対策に関すること。

五　一般消費者及びこれに類するものに係る液化石油ガスの保安の確保に関すること。

７　ガス安全室に、室長を置く。

８　保安制度調整官は、命を受けて、産業保安に係る基準・認証制度に関する特定事項の調査及び調整に関する事務を処理する。

（統括環境保全審査官）

第三十六条の三　電力安全課に、統括環境保全審査官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

２　統括環境保全審査官は、命を受けて、事業用電気工作物の設置又は変更の工事に係る環境影響評価に関する事務を処理する。